

令和6年12月11日（水曜日）

予算決算委員会文教・子育て分科会

第2委員会室

出席議員

山口 悟、金内義和、西本眞造、蔭山敏明、
石堂大輔、萩原唯典、三浦充博、牧野圭輔、
谷川真由美

【文教・子育て委員会（こども未来局）の審査】

開会 12時07分

こども未来局 12時07分

送付議案説明

・議案第130号 令和6年度姫路市一般会計補正予算
（第6回）

質疑 12時11分

（質問）

出産・子育て応援給付金について、流産や死産の場合も新たに給付の対象になるとのことであるが、どのくらいの件数なのか。直近の数値を把握していれば説明してもらいたい。

（答弁）

死産は市に届出が必要であり、件数の把握ができています。令和3年度の人口動態調査では62人となっています。

流産は、届出の義務がないため、母子健康手帳の交付数と出生届の届出数を比較することで、一定の件数は見込めるものの転入や転出もあることから正確な数字は把握することができない。

（質問）

これまで出産後に支給されていたものが、母子健康手帳の交付後に支給されるということなのか。

（答弁）

母子健康手帳の交付後に支給する出産応援給付金と合わせて支給するのではなく、時期を分けて支給する予定である。

（質問）

流産や死産後の心のケアについて、以前から健康福祉局に要望しており、保健所での対応もなされていると思う。こども未来局においても健康福祉局としっかりと連携しながら取り組まれないか。

（答弁）

心のケアを必要とする人に対しては、こどもの未来健康支援センター「みらいえ」のグリーフケアの窓口につなぐなど健康福祉局と連携しながら必要な支援を行っていきたいと考えている。

（質問）

流産や死産の場合も支給するのであれば、妊娠がなかった段階で支給することはできないのか。

（答弁）

当初そのような案も国から示されていたが、方針が変わり、時期を分けて支給することになった。

（質問）

産後給付の場合は、申請が漏れる可能もあると思うがどうか。

（答弁）

その可能性はある。流産の件数が把握しにくいいため、健康福祉局との連携が必要と考えている。

（質問）

中絶した場合はどうなるのか。

（答弁）

現時点では国の方針が示されていない。

（質問）

出産後の給付対象者を養育者から妊婦に変更した理由は何なのか。

（答弁）

子どもを産み、育てる妊婦を支援していこうという国の方針と理解している。

（質問）

妊婦が亡くなった場合はどうなるのか。

（答弁）

妊婦の相続人に受給権利が発生すると考えている。

こども未来局終了 12時23分

【文教・子育て委員会（教育委員会）の審査】

【文教・子育て委員会の意見取りまとめ】

意見取りまとめ 16時35分

・分科会長報告について

正副分科会長に一任すべきものと決定。

閉会 16時36分